

障害のある人の 生涯学習について



鳥取短期大学幼児教育保育学科
教授 國本 真吾

国連・障害者権利条約

第24条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

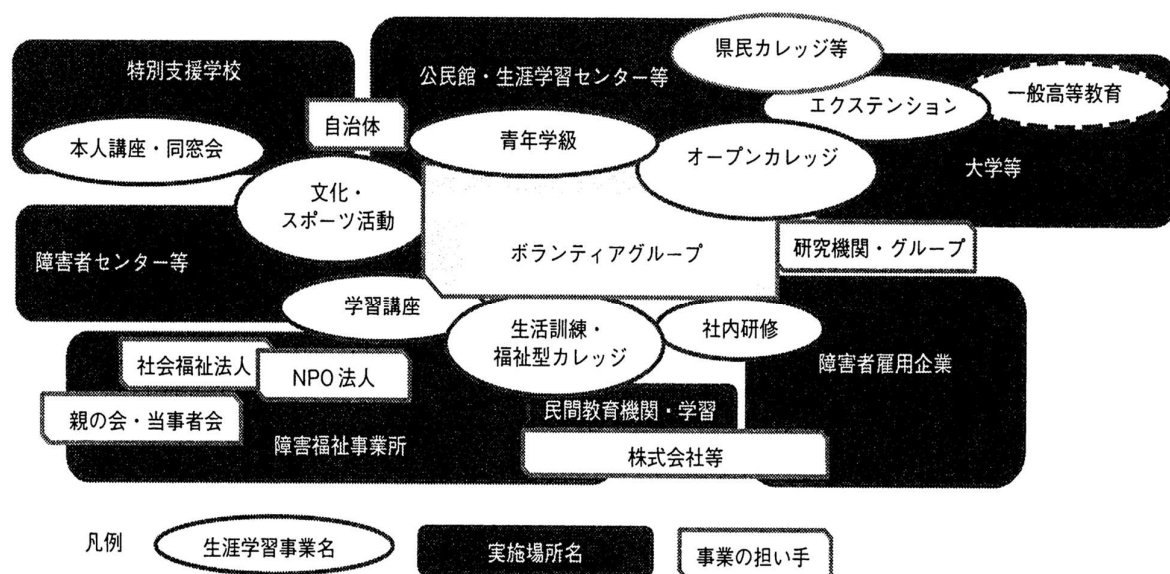
(a)人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b)障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c)障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

障害者の生涯学習の状況



出典:平井威(2014)「障害児者における高等教育と生涯学習について」梅永雄二・島田博祐編著『障害児者の教育と生涯発達支援(第3版)』北樹出版

障害者の生涯学習を求める背景

	大学等 進学率※	専修学校 (専門課程) 進学率	就職率*
高等学校	61.9%	15.5%	14.1%
特別支援学校	1.8%	0.3%	29.5%
視覚障害	37.6%	0.5%	13.7%
聴覚障害	43.7%	3.2%	31.5%
知的障害	0.5%	0.2%	32.0%
肢体不自由	2.1%	0.2%	4.0%
病弱・身体虚弱	4.1%	4.8%	16.7%

令和6年度学校基本調査(確定値)より作成

※「大学等進学率」は、大学の学部・通信教育部・別科、短期大学の本科・通信教育部・別科、高等学校・特別支援学校の専攻科への進学者

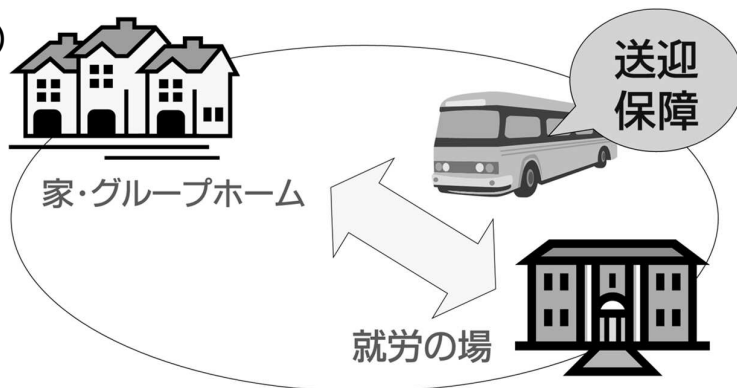
*就職率は学校基本調査と「特別支援教育資料」では割り出し方に違いがあり数値が異なる。

就労の意味

【就労施設長からの相談】月5万円の工賃を保障しているが、工賃を上げる努力をしても、その使い道も含めて社会資源が乏しい

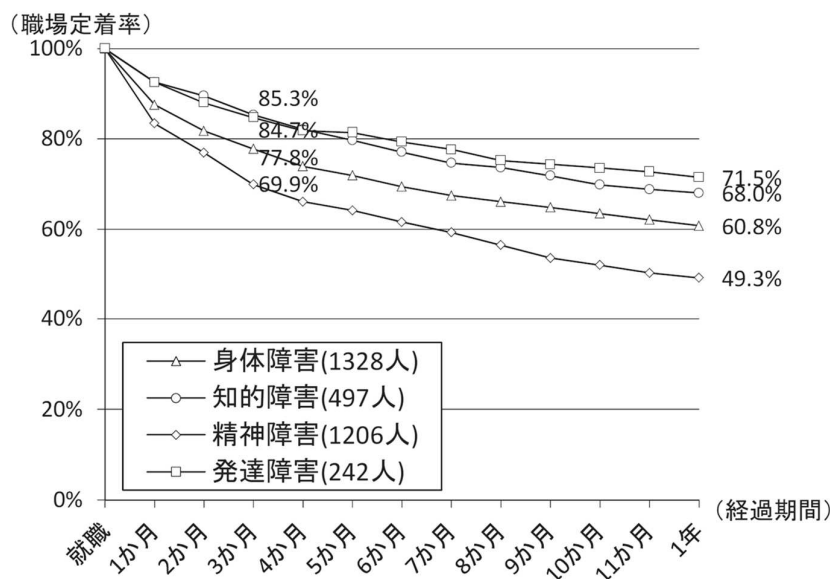
(参考)2023年度 工賃(賃金)の実績(厚生労働省)

全 国	A型	86,752円	B型	23,053円
東京都	A型	106,498円	B型	23,534円
宮崎県	A型	74,967円	B型	27,065円
徳島県	A型	79,381円	B型	29,312円
山形県	A型	88,005円	B型	18,094円
鳥取県	A型	87,917円	B型	27,345円



一般的には「余暇」における消費の問題だが、「生きがい」のある生活が働く意欲(働き続ける)へとつながる

就労後の定着率



知的障害の場合、就職後1年で3分の1が離職している

(一般企業への就職後に離職した際の離職理由)
「自己都合」69.3%

3か月未満で離職した者の具体的な離職理由
「労働条件があわない」19.1%
「業務遂行上の課題あり」18.1%

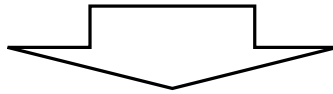
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構・障害者職業総合センター(2017)「障害者の就業状況等に関する調査研究」

3か月以降1年未満で離職した者
「障害・病気のため」17.4%

働きがいのある仕事のために

一般就労したが…

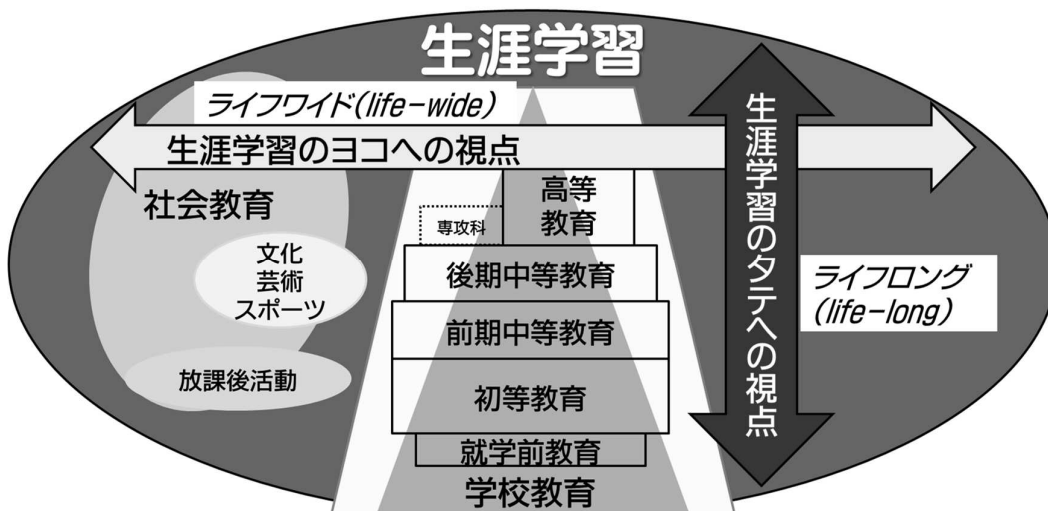
- ・仕事は軽作業中心
- ・単純作業の繰り返し
- ・職場での会話はほとんどない
- ・休みの日が友達とは合わない



ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)は、ただ仕事に就くだけではなく、その中身や賃金の使い道も含めて、仕事人間らしい生活を築くための営みになっているかが問われる

ライフワイドの視点から生涯学習を

障害者の生涯学習を考える際、年齢段階をタテに積み上げる時系列的な印象が強い。それがすべてではなく、空間的または「今」の生活を豊かにする(ヨコへの視点)も必要。

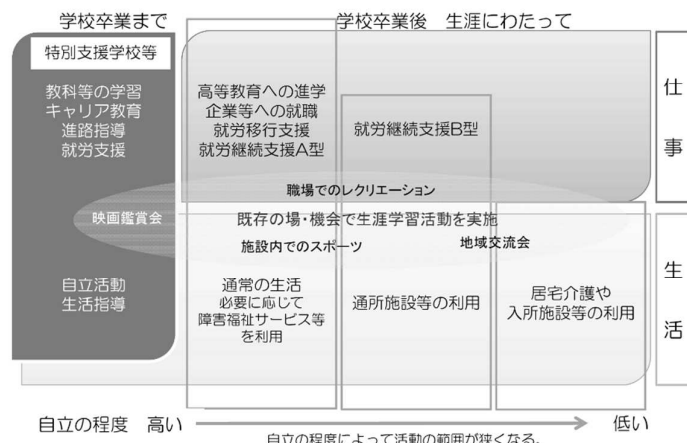


國本真吾(2023)『ライフワイドの視点で築く学びと育ち』日本標準

特別支援教育の生涯学習化

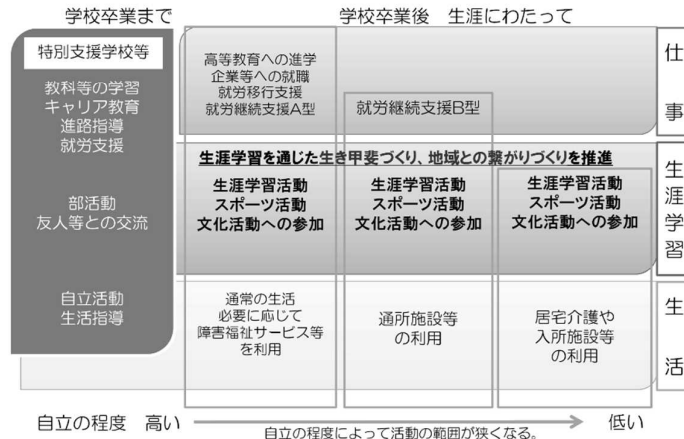
これまでの障害者施策

障害者の生活を保障し、就労の場を確保・拡充する政策を中心に展開。卒後の学習活動、文化活動、スポーツ活動といった障害者の生涯学習ニーズは、仕事や生活の場、卒業校等が対応。



今後の障害者施策

従来の学校教育政策を中心とする障害者政策に留まらず、生涯学習を通じた生き甲斐づくり、地域との繋がりづくりを推進し、「障害者の自己実現を目指す生涯学習政策」を総合的に展開。



文部科学省特別支援総合プロジェクトタスクフォース(2016)「文部科学省が所管する分野における障害者施策の意識改革と抜本的な拡充～学校教育政策から『生涯学習』政策へ～」2016年12月14日

近年の実践事例から

- 大学での履修証明プログラムを活用した知的障害者対象の学び(例:神戸大学KUPI)
- 公民館以外に図書館・博物館などでの障害のある人を対象とした学びの事業(例:国立民族学博物館など)
- 障害福祉サービス「地域活動支援センター」を活用した「生涯学習」機会を提供する事業(例:集いの場あゆみ など)
- 「親亡き後」や「子離れ」から始まる、将来に向けた親子それぞれの学び(例:いずみ野福祉会「親子みらいワーク」)

「親離れ・子離れ」「親亡き後」

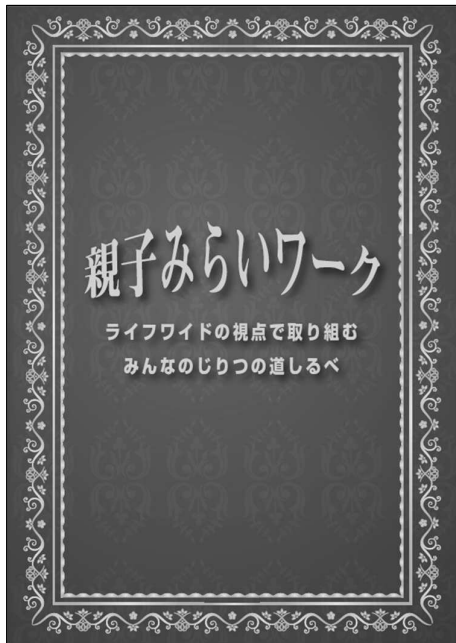
【発刊にあたって】

どうも“じりつ”に向けての心の準備が追いついていないのが実情であるようです。障害者にとっても、親にとっても“じりつ”という課題について、じっくりと考えたり、準備したり、体験したりする“学びの機会”があまりにも不足しているでしょう。障害者とその家族に“じりつ”についての学びのプログラムが必要であるならば開発しようというのがこの事業が誕生した理由です。

青年の学びを保障するためには、親・家族の学びも不可欠。青年の自分づくりと併行した、親・家族にとっての自分づくりへ。

報告書は、いずみ野福祉会のHPからDL可

<https://s-izumino.jp/info/2025/06/pdf.html>



いずみ野福祉会(2025)

社会教育の場限定しない発想も

鳥取市内では、中心市街地の商店街で毎年「まちゼミ」を開催。そこへ商店街内に構える就労継続支援の事業所(アートスペースからふる)も、アートを主とした活動を日々行っていることもあり参画。同時期に、事業所が主催する事業(フクシ×アートWEEKs)も開催されることで連動。



<https://www.fukushiartweek.com/>

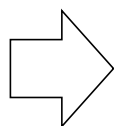
SDGs:Sustainable Development Goals

4 質の高い教育を
みんなに



すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

- 4.3 2030年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
- 4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
- 4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。



教育機関や行政だけではなく、企業や各種団体なども、SDGsの観点から障害者の生涯学習に寄与できる

国連・障害者権利委員会からの勧告内容より

障害者権利条約 第24条

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。



51.委員会は、以下を懸念する。

(f) 大学入学試験及び学習過程を含めた、高等教育における障害のある学生の障壁を扱った、国の包括的政策の欠如。

52.障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)に対する権利に関する一般的意見第4号(2016年)及び持続可能な開発目標のターゲット4.5及び4(a)を想起して、委員会は以下を締約国に要請する。

(f)大学入学試験及び学習過程を含め、高等教育における障害のある学生の障壁を扱った国の包括的政策を策定すること。

障害者の生涯学習を推進するために

- 生涯学習活動の形は様々であること。そして、択一的ではなく多様な種類が必要。
- 高等教育機関における取組は、学位・非学位に関わりなく可能性がある。
- 学校機関や社会教育施設に留まらず、あらゆる立場が機会を提供できる可能性がある。
- そのためには、地方自治体レベルでも所管やライフステージを越えた連携・協働の発想が必要。
- 場や形態の議論に終始せず、障害のある人のウェルビーイングを実現する視点から生涯学習を。